

令和2年度国民健康保険事業費納付金 及び標準保険料率等について(案)

- 平成30年度から、県は市町村とともに国民健康保険の保険者となり、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するとともに、療養の給付等に要する費用(医療費から本人負担を除いた額)の支払に必要な額を市町村へ交付しています。また、県は、各市町村の国民健康保険事業費納付金額等を踏まえ、標準的な保険料水準として「標準保険料率」を市町村へ通知し、公表することとされています。
- 今般、県において、国から示された係数等を用いて、令和2年度の国民健康保険事業費納付金や標準保険料率等(案)の算定を行ったため、ここに公表するものです。

(注) この資料の「一人当たり保険税必要額」は、低所得者に対する軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なります。



鹿児島県

令和2年2月12日

鹿児島県くらし保健福祉部 国民健康保険課

< 目 次 >

1 主な前提等

- (1) 国民健康保険事業費納付金等の算定に係る主な前提 …… P 1
- (2) 国民健康保険事業費納付金等における本県の主な算定方針等について …… P 2
- (3) 令和2年度の国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数
及び県が定める額 …… P 3
- (4) 年齢調整後医療費指数 …… P 5
- (5) 国民健康保険事業費納付金等の算定における公費の拡充の反映 …… P 6

2 算定結果

- (1) 一人当たり保険税必要額及び激変緩和措置 …… P 7
- (2) 国民健康保険事業費納付金 …… P 13
- (3) 標準保険料率等 …… P 14
- (4) 国民健康保険保険給付費等交付金(普通交付金) …… P 17

参考資料

- 鹿児島県国民健康保険運営方針<概要版>の抜粋 …… P 18

1 (1) 国民健康保険事業費納付金等の算定に係る主な前提

【主な前提】

(1) 令和2年度の公費拡充のうち、約1,770億円を反映(全国ベース)。

※ 本県では、32億円程度の公費拡充を反映。

(2) 平成28年度決算ベースの一人当たり保険税額(年額)と丈比べを行い、保険税負担が急激に上昇しないよう激変緩和措置を行う。

※ 激変緩和措置の具体的な方法については、国のガイドライン等を踏まえ、県と市町村で協議によりとりまとめた手法を用いている。

(3) 算定方法に係るその他の主な前提(いずれも県国保運営方針に記載のとおり)

・ α (医療費指数反映係数) = 1

・ β (所得シェア反映係数) = 本県の所得係数

(医療分:0.68程度, 後期高齢者支援金等分:0.71程度, 介護納付金分:0.70程度)

・ 標準的な収納率は、平成28年度～30年度の3ヶ年平均

・ 標準的な算定方式は3方式

・ 「R2保険税必要額(標準保険料率ベース)」は、令和2年度の医療費や所得の見込み等を用いて算定。

・ 「H28保険税必要額(H28決算ベース)」は、年報や療給データ等から算出した平成28年度の保険税収納必要総額の決算額(決算補填等目的の法定外一般会計繰入額等は反映していない)であり、県で算出したものである。

(4) 激変緩和措置に係る主な前提

・ 「R2保険税必要額(標準保険料率ベース)」が、「H28保険税必要額(H28決算ベース)」から一定割合を超えて上昇する場合は、特例調整交付金、追加激変緩和額(国特調)及び県繰入金1号分を活用し上昇を抑える。

(一定割合=19.91%(単年度換算4.64%))

・ 激変緩和措置終了後に保険料負担が急激に上昇しないように、平成31年度算定から、一定割合を超える額に対して充てる額を6分の1ずつ減らしている。

1 (2) 国民健康保険事業費納付金等における本県の主な算定方針等について

項 目		算 定 方 針 等
1 算定方針 基礎的な	①県又は二次医療圏ごとで統一の保険料水準とするか。	統一の保険料水準とはしない。 (※統一に向けては引き続き検討)
	②県又は二次医療圏ごとで高額医療費を共同で負担するための調整を行うか。	高額医療費を共同で負担するための調整は行わない。
	③納付金として集め、また、保険給付費等交付金で交付する対象範囲を療養の給付等以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか。	対象範囲は拡大しない。
2 主に納付金の算定に必要な 係数、方針	① α (医療費指数反映係数)の設定の仕方	保険料水準を当面統一化しないため、 $\alpha=1$ を基本 (激変緩和で α の調整は基本行わない)
	② β (所得シェア反映係数)の設定の仕方(医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分) ※必要に応じ、 β' についても設定	β =所得係数を基本 (激変緩和で β の調整は基本行わない)
	③賦課限度額 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、市町村標準保険料率の算定にも当該賦課限度額を用いる)	地方税法施行令に示されている限度額とする。 (R1:医療分61万円、後期分19万円、介護分16万円)
	④保険者努力支援制度の県分の扱い	納付金総額から差し引く。
	⑤所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際、世帯数や資産税総額を勘案するかどうか	世帯数を勘案する。(=3方式(所得割, 均等割, 平等割))
3 主に標準保険料率の算定に必要な 係数、方針	①標準的な収納率 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分/各市町村の規模別等)	各市町村の実態に応じた収納率とし、直近3ヶ年の平均値により設定する。
	②標準的な算定方式(2方式, 3方式, 4方式)	3方式(所得割, 均等割, 平等割)
	③所得割指数, 資産割指数, 均等割指数, 平等割指数 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分)	所得割指数=1.0, 均等割指数=0.7, 平等割指数=0.3
	④県繰入金(1号分)を活用した激変緩和措置の調整する範囲 (標準保険料率の算定に必要な保険料総額(e)の増加を一定割合以内に収める際の基準)	平成28年度からの自然増率(標準保険料率の算定に必要な保険料総額ベース) ※ただし、自然増率がマイナスの場合は0%とする。 ※医療、後期、介護、計のそれぞれに設定 ※H31以降、激変緩和措置額を充てる額を6分の1ずつ減
	⑤保険者努力支援制度の県分の扱い(再掲)	2④と同じ

※考え方は国保運営方針に記載のとおり

1 (3) 令和2年度の国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数及び県が定める額

<ポイント>

- 国民健康保険事業費納付金の算定については、「鹿児島県国民健康保険条例(以下「条例」という。）」、「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令(以下「省令」という。）」及び「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(以下「算定政令」という。）」の規定において、毎年度知事又は都道府県が定めることとされている係数がある。
- これらの係数は、納付金の算定上重要な係数であるため、あらかじめ、都道府県国民健康保険運営方針でその算定方針等を定めることとされており、本県においては平成29年11月に作成した「鹿児島県国民健康保険運営方針」でこれらの算定方針等を定めている。

<知事が定める数>

係数名	知事が定める数			根拠規定	解説
	<参考>H31年度	R2年度	R2-H31		
医療費指数反映係数	1	1	0	条例第11条	・厚労省の納付金等ガイドライン(H30.10月版)では「 α 」。 ・各市町村の医療費水準(年齢調整後医療費指数)を納付金の配分にどの程度反映させるかを決定する係数である。 ・ $0 \leq \alpha \leq 1$ で知事が定めることとされており、本県では医療費水準を全て納付金の配分に反映させるため、「1」とする。
一般納付金所得係数	0.6677513948359	0.6799461305307	0.0121947356948	条例第13条	・厚労省の納付金等ガイドライン(H30.10月版)では「 β 」。 ・納付金の配分において、応能:応益= β :1とすることとされており、本県では「所得係数=本県の一人当たり所得金額/全国平均の一人当たり所得金額」とすることとしている。 ・ β の計算は厚労省が行い、R1.12.23付けの国確定係数通知で示されている。
後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.6973978681582	0.7090422331325	0.0116443649743	条例第17条	
介護納付金納付金所得係数	0.6822708614285	0.6975537727696	0.0152829113411	条例第21条	
一般納付金被保険者均等割指数	0.7	0.7	0	条例第16条	・納付金の配分において、均等割(被保険者数割)と平等割(世帯数割)を按分するための係数。 ・均等割指数は $0 < \text{指数} < 1$ で知事が定めることとされており、本県では均等割:平等割=7:3とし、均等割指数は「0.7」とすることとしている。
後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7	0.7	0	条例第20条	
介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7	0.7	0	条例第24条	
一般納付金基礎額調整係数	0.8436254746802	0.8433111432425	-0.0003143314377	省令第10条	・厚労省の納付金等ガイドライン(H30.10月版)では「 γ 」。 ・納付金基礎額を市町村に按分した後に、納付金基礎額と按分後の市町村計を合わせるための調整係数である。 ・省令では、計算式を2通り規定し、知事が選択することとされている。本県では第1号の計算式を選択する(納付金算定において標準収納割合の調整は行わない)こととしている。 ・一般納付金基礎額調整係数(医療分)では、医療費水準を反映させることから調整係数が「0.84程度」となっているが、後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数と介護納付金納付金基礎額調整係数は端数調整のみであるためほぼ「1」となる。
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.9999999982011	0.9999999978457	-0.0000000003554	省令第16条	
介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999949090	0.9999999937558	-0.0000000011532	省令第25条	

<県が定める額>

係数名	県が定める額	根拠規定	解説
市町村別納付金減算額(一部)	別紙(次ページ)のとおり	算定政令第13条第1号、第2号	・各市町村の納付金額を算定する際に、高額医療費共同負担金(国1/4、県1/4)と特別高額医療費負担金(国が予算の範囲内で一部を負担)の額を市町村ごとに減算する額。 ・算定政令では、当該負担金の額を減算するか、減算しないか2通り規定し、いずれかを都道府県が選択することとされている。本県では高額医療費の共同負担を行わない(国保運営方針の「基礎的な算定方針」参照)ため、当該負担金の額を各市町村の納付金額から減算している。

1 (3) 令和2年度の国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数及び県が定める額

別紙(県が定める額)

(単位:円)

市 町 村 名	算定政令第13条第1号に基づき県が定める額 (高額負担金分を各市町村の納付金額から減算する額)			算定政令第13条第2号に基づき県が定める額 (特別高額負担金分を各市町村の納付金額から減算する額)		
	<参考>H31年度	R2年度	R2-H31	<参考>H31年度	R2年度	R2-H31
	鹿 児 島 市	1,021,925,505	981,112,259	▲ 40,813,246	34,192,947	47,417,428
鹿 屋 市	174,201,562	163,040,651	▲ 11,160,911	2,964,120	3,393,851	429,731
枕 崎 市	48,795,030	45,196,845	▲ 3,598,185	917,276	680,381	▲ 236,895
阿 久 根 市	55,840,591	49,072,091	▲ 6,768,500	2,238,674	2,162,244	▲ 76,430
奄 美 市	105,587,143	96,815,171	▲ 8,771,972	1,919,203	2,206,591	287,388
出 水 市	97,844,340	93,245,875	▲ 4,598,465	1,696,568	1,597,161	▲ 99,407
伊 佐 市	40,414,559	38,369,604	▲ 2,044,955	777,620	1,652,454	874,834
指 宿 市	31,788,820	29,188,937	▲ 2,599,883	86,090	81,393	▲ 4,697
西 之 表 市	162,736,979	158,966,825	▲ 3,770,154	3,444,647	3,354,558	▲ 90,089
垂 水 市	94,071,296	88,098,446	▲ 5,972,850	3,742,768	4,696,519	953,751
薩 摩 川 内 市	87,530,020	78,857,065	▲ 8,672,955	2,164,731	2,284,314	119,583
日 置 市	211,925,341	210,147,694	▲ 1,777,647	3,459,283	4,067,059	607,776
曾 於 市	57,145,775	54,823,984	▲ 2,321,791	1,348,602	1,416,684	68,082
いちき串木野市	66,575,604	62,447,874	▲ 4,127,730	1,307,135	920,185	▲ 386,950
南 さ つ ま 市	58,482,275	57,089,481	▲ 1,392,794	1,299,894	2,102,386	802,492
霧 島 市	67,204,705	66,475,244	▲ 729,461	1,507,442	1,310,380	▲ 197,062
志 布 志 市	80,597,222	74,742,253	▲ 5,854,969	1,750,482	1,689,278	▲ 61,204
南 九 州 市	57,618,228	57,754,206	135,978	419,130	763,177	344,047
始 良 市	128,554,275	131,027,807	2,473,532	1,710,335	1,888,013	177,678
長 島 町	808,028	828,908	20,880	0	0	0
大 崎 町	1,956,482	1,886,413	▲ 70,069	239,445	226,381	▲ 13,064
大 東 串 良 町	46,155,182	42,129,059	▲ 4,026,123	947,338	1,222,751	275,413
中 種 子 町	28,276,017	28,244,647	▲ 31,370	514,204	644,557	130,353
南 種 子 町	19,962,664	20,571,519	608,855	467,298	441,802	▲ 25,496
三 島 村	36,188,843	27,674,819	▲ 8,514,024	607,586	99,085	▲ 508,501
十 島 村	19,100,061	17,938,183	▲ 1,161,878	287,408	183,318	▲ 104,090
大 宇 和 村	18,494,840	17,588,563	▲ 906,277	408,800	702,857	294,057
宇 検 村	15,517,917	15,862,883	344,966	181,926	172,000	▲ 9,926
瀬 戸 内 町	34,251,266	33,324,954	▲ 926,312	967,647	1,083,549	115,902
龍 郷 町	20,480,275	19,420,593	▲ 1,059,682	790,415	747,290	▲ 43,125
喜 界 町	12,350,174	11,742,162	▲ 608,012	127,110	120,175	▲ 6,935
徳 之 島 町	31,673,405	28,501,474	▲ 3,171,931	308,787	177,552	▲ 131,235
天 城 町	3,997,256	3,141,472	▲ 855,784	0	0	0
伊 仙 町	4,037,747	4,111,130	73,383	0	0	0
和 泊 町	15,882,241	14,111,208	▲ 1,771,033	138,407	0	▲ 138,407
知 名 町	15,195,912	12,966,711	▲ 2,229,201	681,824	565,553	▲ 116,271
与 論 町	18,802,125	18,373,025	▲ 429,100	0	558,651	558,651
さ つ ま 町	23,980,307	23,954,828	▲ 25,479	820,712	1,079,504	258,792
湧 水 町	15,538,189	17,384,402	1,846,213	222,888	950,587	727,699
錦 江 町	12,954,663	14,319,928	1,365,265	0	0	0
南 大 隅 町	15,071,532	13,571,835	▲ 1,499,697	176,707	463,533	286,826
肝 付 町	12,500,068	12,984,840	484,772	340,454	201,147	▲ 139,307
屋 久 島 町	12,177,414	11,539,692	▲ 637,722	228,117	215,671	▲ 12,446
計	3,084,191,878	2,948,645,560	▲ 135,546,318	75,404,020	93,540,019	18,135,999

1 (4) 年齢調整後医療費指数

<ポイント>

- 年齢調整後医療費指数は、各市町村の「年齢構成の差異を調整した医療費水準」であり、この水準が全国平均と同じである場合は指数は1となり、全国平均より高い場合は1より高く、低い場合は1より低くなる。
- 年齢調整後医療費指数は、過去3ヶ年(H28～30)の各年齢階級(5歳階級別)における全国平均の一人当たり医療費、各市町村の一人当たり医療費実績及び被保険者数から算出され、各市町村の納付金の算出に用いられる。

市町村名	〈参考〉H31年度	R2年度	R2-H31	市町村名	〈参考〉H31年度	R2年度	R2-H31
鹿児島市	1.2158316117067	1.2213600123508	0.0055284006441	長島町	1.2173601926040	1.2492343075599	0.0318741149559
鹿屋市	1.0547976235843	1.0463203079094	▲ 0.0084773156749	湧水町	1.2020218729054	1.2456296785669	0.0436078056615
枕崎市	1.2780579572470	1.2802143360255	0.0021563787785	大崎町	1.1619716561156	1.0874935927580	▲ 0.0744780633576
阿久根市	1.2868615316484	1.2910833515594	0.0042218199110	東串良町	1.1512291743799	1.1258313247987	▲ 0.0253978495812
出水市	1.2182796860611	1.1996205626270	▲ 0.0186591234341	錦江町	1.1482844973061	1.1644666256625	0.0161821283564
指宿市	1.2065652944864	1.1830998381613	▲ 0.0234654563251	南大隅町	1.1572489647129	1.2009454864250	0.0436965217121
西之表市	1.0408855264359	1.0275240242745	▲ 0.0133615021614	肝付町	1.1440476937955	1.1563101449470	0.0122624511515
垂水市	1.2131232544717	1.1663667230082	▲ 0.0467565314635	中種子町	0.9800644314791	1.0064998427815	0.0264354113024
薩摩川内市	1.2057991844285	1.2100441591209	0.0042449746924	南種子町	0.9741615342111	0.9969068516965	0.0227453174854
日置市	1.2319431495515	1.2142329948122	▲ 0.0177101547393	屋久島町	1.0196897249995	1.0027875931106	▲ 0.0169021318889
曾於市	1.1674738497426	1.1626246449567	▲ 0.0048492047859	大和村	1.2408746806639	1.2189036845102	▲ 0.0219709961537
霧島市	1.2556170260218	1.2582647492926	0.0026477232708	宇検村	1.0934298453258	1.0530080729341	▲ 0.0404217723917
いちき串木野市	1.3127637301770	1.3259004473348	0.0131367171578	瀬戸内町	1.2196853054956	1.1880039296360	▲ 0.0316813758596
南さつま市	1.3447035900827	1.3355731181809	▲ 0.0091304719018	龍郷町	1.2233462247775	1.2075345233811	▲ 0.0158117013964
志布志市	1.0665987668043	1.0608843095240	▲ 0.0057144572803	喜界町	0.9442029194729	0.9547148443673	0.0105119248944
奄美市	1.0361384649696	1.0397809738700	0.0036425089004	徳之島町	1.0031638624500	1.0151686828808	0.0120048204308
南九州市	1.2692395320391	1.2818868213177	0.0126472892786	天城町	1.0881142028288	1.1416054061779	0.0534912033491
伊佐市	1.2607243152925	1.2548631236644	▲ 0.0058611916281	伊仙町	1.0061765598948	1.0442148321253	0.0380382722305
始良市	1.1657318964879	1.1844834541191	0.0187515576312	和泊町	0.8721998778618	0.8431878984910	▲ 0.0290119793708
三島村	1.3060182737017	1.3970195253383	0.0910012516366	知名町	0.9445886958546	0.9512162578604	0.0066275620058
十島村	0.9989951958914	1.0652845269595	0.0662893310681	与論町	0.8972319327363	0.8929941875296	▲ 0.0042377452067
さつま町	1.2816470038563	1.2832565314808	0.0016095276245				

1 (5) 国民健康保険事業費納付金等の算定における公費の拡充の反映

<ポイント>

- 平成30年度からの公費拡充のうち、納付金等の令和2年度本算定では約1,770億円(全国ベース)を算入することとされ、本県では32億円程度を反映している。
- 本算定で算入されていない100億円は特別調整交付金(市町村分)である(令和2年度執行ベースで拡充される。)

(単位:億円)

	H31公費拡充額	H31年度本算定			R2公費拡充額	R2年度本算定			算定への反映方法
		全国ベース	本県配分額			全国ベース	本県配分額		
			本県シェア				本県シェア		
合計	約1,770	約1,670	28.8	1.7%	約1,870	約1,770	32.4	1.8%	
財政調整機能の強化	800	700	15.7	2.2%	900	800	17.3	2.2%	
普通調整交付金	350	350	10.2 (※1)	2.9%	400	400	10.4 (※1)	2.6%	納付金算定基礎額から差し引く
暫定措置(特例調整交付金)	250	250	3.5	1.4%	200	200	2.7	1.4%	激変緩和措置に活用※2
特別調整交付金(都道府県分)	100	100	2.0	2.0%	200	200	4.2	2.1%	納付金算定において各市町村へ再配分
特別調整交付金(市町村分)	100	0	0	—	100	0	0	—	—(執行ベースで拡充される。)
保険者努力支援制度	912	912	12.3	1.3%	912	912	14.1	1.6%	
※別途特調より163									
※別途特調より88									
※別途特調より1.4									
※別途特調より88									
※別途特調より1.5									
都道府県分	500	500	5.9	1.2%	500	500	5.5	1.1%	納付金算定基礎額から差し引く
市町村分	412	412	6.4	1.6%	412	412	8.6	2.1%	標準保険料率の算定に必要な保険料額から差し引く
※別途特調より88									
※別途特調より88									
※別途特調より1.4									
※別途特調より1.5									
特別高額医療費共同事業への国庫補助の拡充	60	60	0.8	1.3%	60	60	1	1.7%	各市町村の納付金額から差し引く

(※1)普通調整交付金のH31年度本算定本県配分額は、H29年度決算ベースの普通調整交付金の本県配分割合2.9%に、350億円を乗じて算出したもの。また、R2年度本算定本県配分額は、H30年度決算ベース普通調整交付金の本県配分割合2.3%に、400億円を乗じて算出したもの。

(※2)暫定措置額のほかに特別調整交付金による追加激変緩和措置として、H31、R2ともに全国ベース100億円(本県配分額1.1億円)が配分されている(ただし、公費拡充分ではないため、本表には記載せず。)

2(1)① 一人当たり保険税必要額の概要

激変緩和前

(注) このページは激変緩和前の数値であり、最終的な算定結果ではない。最終的な数値は10ページの「激変緩和後」を参照。

仮算定結果の保険税必要額への影響(激変緩和前の概要)

ア 一人当たり比較(県平均)

- ・ **R2保険税必要額(標準保険料率ベース) 117,127円 A (年額)**
※国の公費拡充分をほぼ反映(ただし激変緩和措置に用いる財源は投入していない)。
※標準的な収納率調整前の収納必要額(e)。
※医療給付費分, 後期高齢者支援金等分, 介護納付金分の合計額。
- ・ **H28保険税必要額(H28決算ベース) 97,682円 B (年額)**
- ・ **比較 A-B(伸び率) 19,445円(+19.91%) ※単年度換算+4.64%**
※この金額は, 低所得者に対する国保税の軽減措置や, 一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため, 被保険者の実際の負担額とは異なる。

○ 県平均の一人当たり保険税必要額(A-B)が増加する主な理由

- ・ 医療費の増加及び被保険者数の減少等により, 平成28年度と比較して令和2年度は一人当たり保険給付費等の増加が見込まれるため。
- ・ これは, 被保険者数全体は減少傾向にあるものの, 団塊の世代(1947~49年生まれ)が, 平成29年度から70歳以上に移行していることなどを背景に, 年齢構成がより一層高くなっていることなどが要因と考えられる。
※令和2年度の診療報酬改定は算定に反映している。

イ 個別市町村の状況

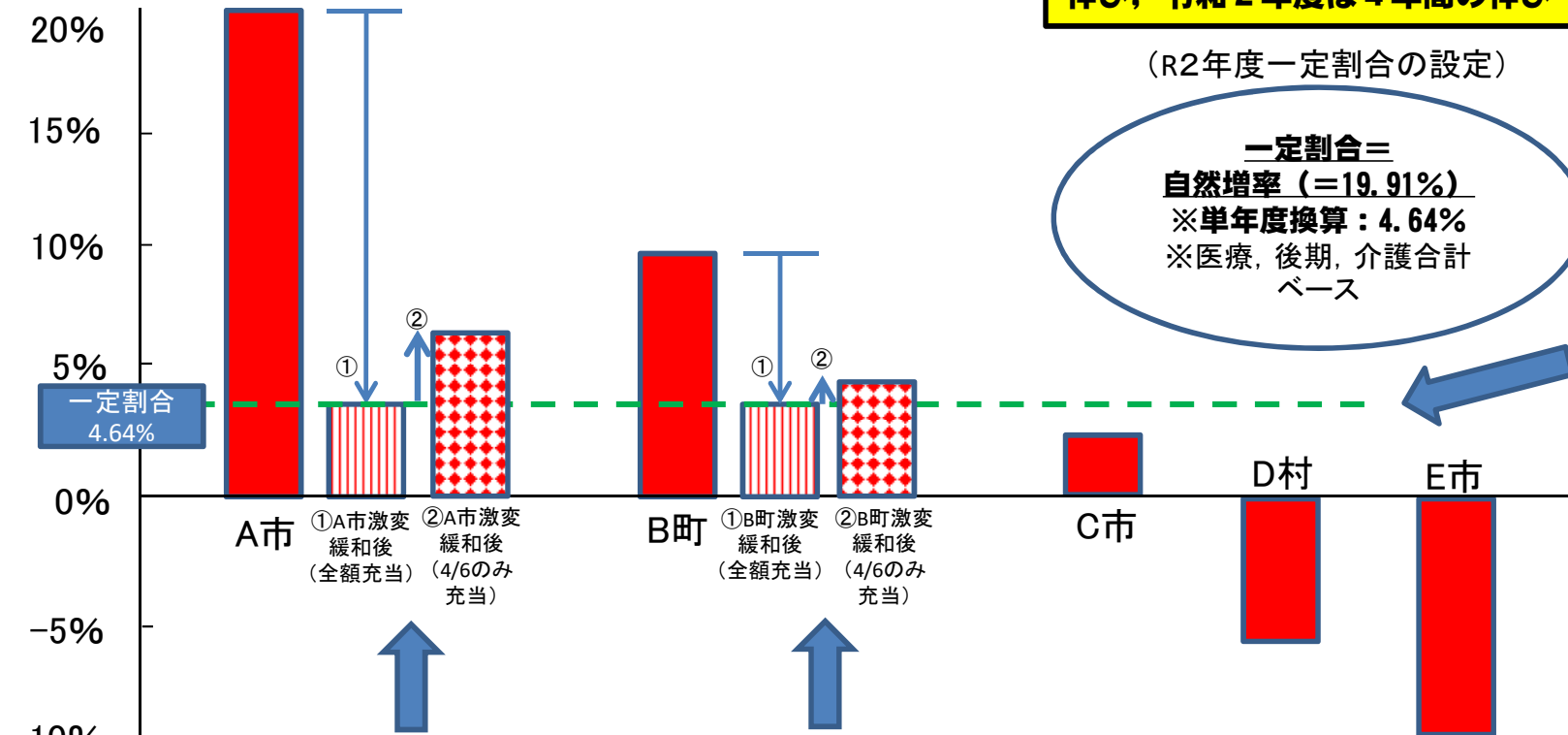
- ・ 増加した市町村 38市町村
- ・ 減少した市町村 5町村

2 (1) ② 一人当たり保険税必要額の激変緩和について

<ポイント>

- 令和2年度の一人当たり保険税必要額が、平成28年度決算ベースと比較して一定割合(19.91%(単年度換算4.64%))以上に増加する市町村に対しては、激変緩和措置を行い、伸び率を一定割合以下に引き下げる。
- なお、激変緩和措置終了後に保険料負担が急激に上昇しないように、平成31年度算定から、一定割合を超える額に対して充てる額を6分の1ずつ減らしている。

一人当たり保険税必要額の平成28年度からの伸び率
(単年度換算ベース)



丈比への対象は平成28年度で固定であり、平成31年度は3年間の伸び、令和2年度は4年間の伸び…を基準に激変緩和を検討する。

【一定割合の設定】
平成28年度からの伸び率が何%以上の場合を対象に激変緩和を行うか？
→ 平成28年度から令和2年度にかけての標準保険料率の算定に必要な保険料総額の伸び率(自然増率)を用いる。

【激変緩和による影響】

- ① 伸び率の基準である一定割合4.64%(単年度ベース)を超えている市町村へは暫定措置(特例調整交付金)、追加激変緩和額(国特調)及び県繰入金1号分を活用して激変緩和措置を行うことにより、一人当たり保険税必要額が4.64%まで引き下げられる。
- ② 一定割合4.64%まで引き下げるために必要な激変緩和所要額のうち6分の2分は充当せず、令和5年度の激変緩和措置終了後に保険料負担が急激に上昇しないようにソフトランディングを図る。

※ 一定割合は、平成28年度から令和2年度への県全体の標準保険料率の算定に必要な保険料総額の伸び率(マイナスの場合は0%)とする。

2 (1) ③ 激変緩和措置の概要

<ポイント>

- 令和2年度の一人当たり保険税必要額の伸び率を一定割合(19.91%(単年度換算4.64%))以下に引き下げるための所要額の6分の4の額として、総額14億23百万円の激変緩和措置額が必要となり、その財源は特例調整交付金、追加激変緩和額(国特調)及び県繰入金1号分を用いている。

		H31本算定	R2本算定
一定割合	合計 〔医療分 後期高齢者支援金等分 介護納付金分〕	2.98% 〔2.81% 3.18% 3.94%〕	4.64% 〔5.47% 2.26% 3.52%〕
下限設定		なし	なし
激変緩和措置額		1,491百万円	1,423百万円
財源	暫定措置(特例調整交付金)	345百万円	278百万円
	追加激変緩和額(国特調)	138百万円	111百万円
	県繰入金1号分	1,007百万円	1,034百万円
特例基金の活用		なし	なし
一人当たり保険税必要額(本算定による標準保険料率ベース)(県平均, 年間)		105,697円(109,592円)	116,075円(117,127円)
一人当たり保険税必要額(本算定による標準保険料率ベース)のH28決算ベースからの伸び率(県平均, 年間)		2.57%(3.82%)	4.41%(4.64%)
	最大伸び率	4.39%(12.05%)	6.25%(10.45%)
	最小伸び率	▲10.55%(▲10.55%)	▲6.43%(▲6.43%)
	増加市町村数	34(34)	38(38)
	減少市町村数	9(9)	5(5)

※ 一定割合及び伸び率は全て単年度換算である。また、()内は激変緩和前の数値である。

本算定結果の保険税必要額への影響(激変緩和後の概要)

ア 一人当たり比較(県平均)

・ **R2保険税必要額(標準保険料率ベース)** 116,075円 A (年額)

※国の公費拡充分をほぼ反映。

※標準的な収納率調整前の収納必要額(e)。

※医療給付費分, 後期高齢者支援金等分, 介護納付金分の合計額。

・ **H28保険税必要額(H28決算ベース)** 97,682円 B (年額)

・ **比較 A-B(伸び率)** 18,393円(+18.83%) ※単年度換算+4.41%

※この金額は, 低所得者に対する国保税の軽減措置や, 一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため, 被保険者の実際の負担額とは異なる。

○ 激変緩和前より県平均の一人当たり保険税必要額が減少(117,127円→116,075円(▲1,052円))する理由

- ・ 激変緩和措置において, 暫定措置(特例調整交付金), 追加激変緩和額(国特調)及び県繰入金1号分(激変緩和用)の活用を行ったことにより, 県全体の保険税必要額が減少したため。

イ 個別市町村の状況

- ・ 増加した市町村 38市町村
- ・ 減少した市町村 5町村

【参考:平成31年度本算定との比較】

・ **H31保険税必要額(標準保険料率ベース)** 105,697円 C (年額)

・ **比較 A-C(伸び率)** 10,378円(+9.82%)

○ 平成31年度と比べ, 県平均の一人当たり保険税必要額が増加(105,697円→116,075円(+10,378円))する理由

- ・ 被保険者数全体は減少傾向にあるものの, 団塊の世代(1947~49年生まれ)が70歳以上に移行していることなどを背景に, 年齢構成がより一層高くなっていることなどにより, 一人当たり保険給付費等の増加が見込まれるため。

2 (1) ⑤ 一人当たり保険税必要額 (市町村ごとの状況・激変緩和措置前後比較)

市町村単位の保険税必要額への影響(激変緩和の前後)

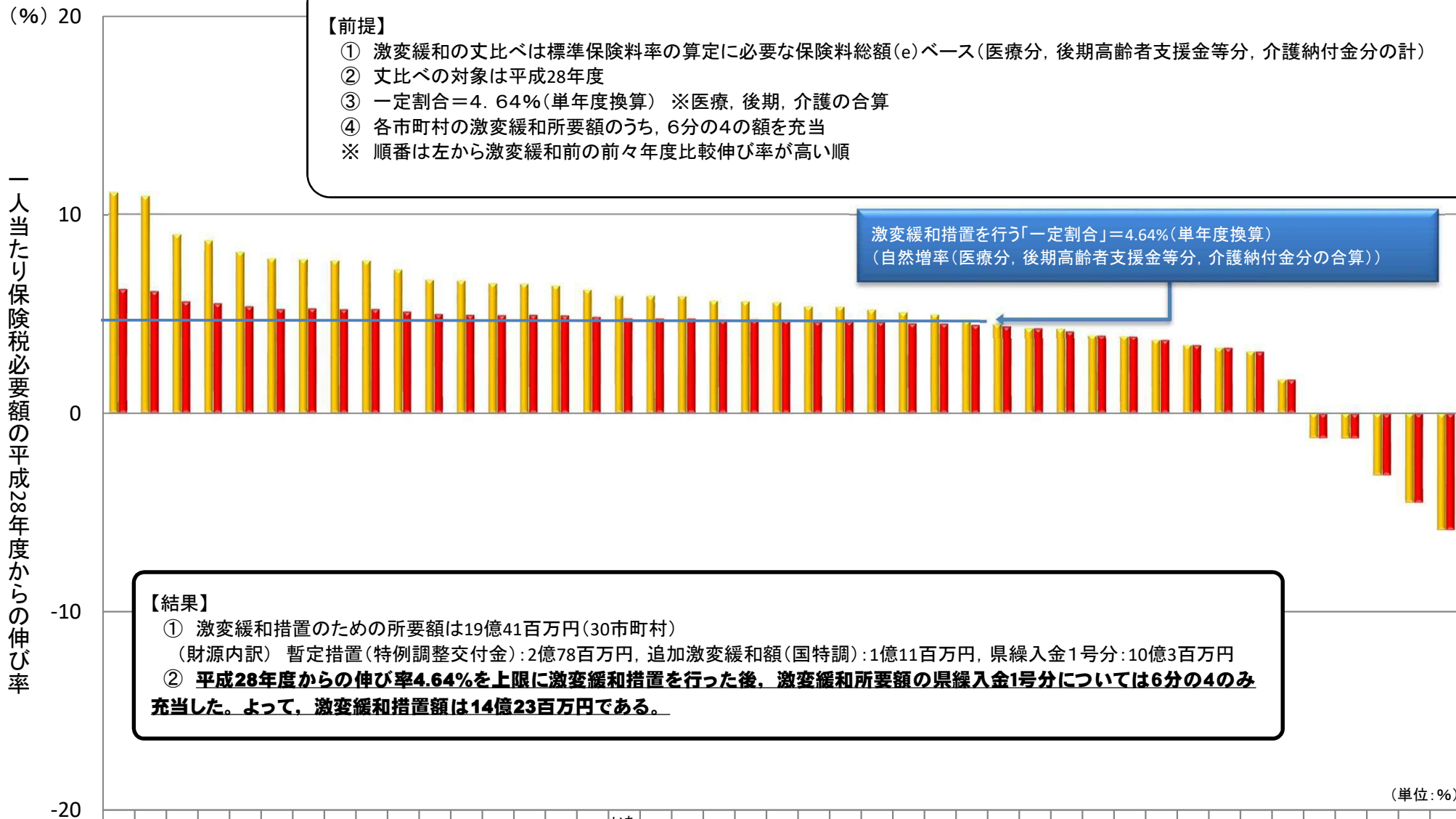
【激変緩和】 前提:一定割合=19.91%(単年度換算4.64%)

※市町村の順番は、④(激変緩和前の伸び率)が高い順である。

市町村名	一人当たり保険税必要額									
	H28決算 ベース B	R2標準保険料率ベース A								
		激変緩和前				激変緩和後				
		金額 ①	金額 ②	H28決算ベースB との差額 ③(②-①)	4年伸び率 ④(③/①)	単年度換算 伸び率 ⑤(④単年度換算後)	金額 ⑥	H28決算ベースB との差額 ⑦(⑥-①)	4年伸び率 ⑧(⑦/①)	単年度換算 伸び率 ⑨(⑧単年度換算後)
円	円	円	%	%	円	円	%	%		
喜界町	67,704	103,148	35,444	52.35	11.10	86,280	18,576	27.44	6.25	
瀬戸内町	64,388	97,477	33,089	51.39	10.92	81,705	17,317	26.89	6.14	
屋久島町	69,810	98,503	28,693	41.10	8.99	86,875	17,065	24.44	5.62	
与論町	80,965	112,978	32,013	39.54	8.69	100,439	19,474	24.05	5.54	
湧水町	89,426	122,136	32,710	36.58	8.10	110,255	20,829	23.29	5.37	
天城町	63,656	85,907	22,251	34.96	7.78	78,079	14,423	22.66	5.24	
南種子町	91,414	123,127	31,713	34.69	7.73	112,272	20,858	22.82	5.27	
西之表市	82,963	111,521	28,558	34.42	7.68	101,713	18,750	22.60	5.23	
奄美名町	73,417	98,674	25,257	34.40	7.67	90,059	16,642	22.67	5.24	
大崎町	78,953	104,327	25,374	32.14	7.22	96,365	17,412	22.05	5.11	
徳之島町	94,295	122,251	27,956	29.65	6.71	114,595	20,300	21.53	5.00	
南九州市	64,235	83,158	18,923	29.46	6.67	77,920	13,685	21.30	4.95	
南大隅町	119,231	153,641	34,410	28.86	6.54	144,593	25,362	21.27	4.94	
さつま町	98,950	127,326	28,376	28.68	6.51	120,010	21,060	21.28	4.94	
中種子町	107,215	137,481	30,266	28.23	6.41	129,921	22,706	21.18	4.92	
いちき串木野市	97,875	124,563	26,688	27.27	6.21	118,230	20,355	20.80	4.84	
薩摩川内市	101,276	127,420	26,144	25.81	5.91	122,001	20,725	20.46	4.76	
和泊町	93,749	117,949	24,200	25.81	5.91	112,914	19,165	20.44	4.76	
伊佐市	85,071	106,919	21,848	25.68	5.88	102,436	17,365	20.41	4.75	
鹿兒島市	98,242	122,393	24,151	24.58	5.65	118,005	19,763	20.12	4.69	
始良市	101,905	126,870	24,965	24.50	5.63	122,499	20,594	20.21	4.71	
志布志市	96,850	120,316	23,466	24.23	5.57	116,274	19,424	20.06	4.68	
曾於市	92,711	114,304	21,593	23.29	5.37	111,049	18,338	19.78	4.62	
枕崎市	109,379	134,713	25,334	23.16	5.35	131,009	21,630	19.78	4.61	
阿久根市	112,690	138,017	25,327	22.47	5.20	134,848	22,158	19.66	4.59	
阿肝付町	98,138	119,619	21,481	21.89	5.07	117,114	18,976	19.34	4.52	
日置市	95,424	115,871	20,447	21.43	4.97	113,828	18,404	19.29	4.51	
東串良町	102,655	123,211	20,556	20.02	4.67	122,155	19,500	19.00	4.44	
霧島市	123,191	146,993	23,802	19.32	4.52	146,322	23,131	18.78	4.40	
十島村	94,532	111,903	17,371	18.38	4.31	111,903	17,371	18.38	4.31	
十龍郷町	68,793	81,396	12,603	18.32	4.30	80,973	12,180	17.71	4.16	
指宿市	102,570	119,755	17,185	16.75	3.95	119,755	17,185	16.75	3.95	
南さつま市	105,347	122,766	17,419	16.53	3.90	122,766	17,419	16.53	3.90	
出水市	113,497	131,196	17,699	15.59	3.69	131,196	17,699	15.59	3.69	
出鹿屋市	89,935	102,920	12,985	14.44	3.43	102,920	12,985	14.44	3.43	
鹿屋市	94,402	107,462	13,060	13.83	3.29	107,462	13,060	13.83	3.29	
垂水市	107,736	121,770	14,034	13.03	3.11	121,770	14,034	13.03	3.11	
大和村	99,388	106,309	6,921	6.96	1.70	106,309	6,921	6.96	1.70	
伊仙町	116,470	110,711	▲ 5,759	▲ 4.94	▲ 1.26	110,711	▲ 5,759	▲ 4.94	▲ 1.26	
伊長島町	68,651	65,225	▲ 3,426	▲ 4.99	▲ 1.27	65,225	▲ 3,426	▲ 4.99	▲ 1.27	
宇検村	113,264	99,753	▲ 13,511	▲ 11.93	▲ 3.13	99,753	▲ 13,511	▲ 11.93	▲ 3.13	
三島村	81,492	67,808	▲ 13,684	▲ 16.79	▲ 4.49	67,808	▲ 13,684	▲ 16.79	▲ 4.49	
三島村	174,079	136,713	▲ 37,366	▲ 21.46	▲ 5.86	136,713	▲ 37,366	▲ 21.46	▲ 5.86	
県計	97,682	117,127	19,445	19.91	4.64	116,075	18,393	18.83	4.41	

(注)この表の金額は、低所得者に対する国保税の軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

2 (1) ⑥ 一人当たり保険税必要額の平成28年度からの伸び率（激変緩和措置前後比較）



【前提】

- ① 激変緩和の丈比べは標準保険料率の算定に必要な保険料総額(e)ベース(医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の計)
 - ② 丈比べの対象は平成28年度
 - ③ 一定割合=4.64%(単年度換算) ※医療、後期、介護の合算
 - ④ 各市町村の激変緩和所要額のうち、6分の4の額を充当
- ※ 順番は左から激変緩和前の前々年度比較伸び率が高い順

【結果】

- ① 激変緩和措置のための所要額は19億41百万円(30市町村)
(財源内訳) 暫定措置(特例調整交付金):2億78百万円, 追加激変緩和額(国特調):1億11百万円, 県繰入金1号分:10億3百万円
- ② **平成28年度からの伸び率4.64%を上限に激変緩和措置を行った後、激変緩和所要額の県繰入金1号分については6分の4のみ充当した。よって、激変緩和措置額は14億23百万円である。**

(単位: %)

	喜界町	瀬戸内町	屋久島町	与論町	湧水町	天城町	南種子町	西之表市	奄美市	知名町	大崎町	徳之島町	南九州市	南大隅町	さつま町	中種子町	いちき串木野市	薩摩川内市	和泊町	伊佐市	鹿児島市	始良市	志布志市	曾於市	枕崎市	阿久根市	肝付町	日置市	東串良町	霧島市	十島村	龍郷町	指宿市	南さつま市	出水市	鹿屋市	錦江町	垂水市	大和村	伊仙町	長島町	宇検村	三島村
激変緩和前	11.1	10.9	8.99	8.69	8.1	7.78	7.73	7.68	7.67	7.22	6.71	6.67	6.54	6.51	6.41	6.21	5.91	5.91	5.88	5.65	5.63	5.57	5.37	5.35	5.2	5.07	4.97	4.67	4.52	4.31	4.3	3.95	3.9	3.69	3.43	3.29	3.11	1.7	-1.3	-1.3	-3.1	-4.5	-5.9
激変緩和後	6.25	6.14	5.62	5.54	5.37	5.24	5.27	5.23	5.24	5.11	5	4.95	4.94	4.94	4.92	4.84	4.76	4.76	4.75	4.69	4.71	4.68	4.61	4.61	4.59	4.52	4.51	4.44	4.4	4.31	4.16	3.95	3.9	3.69	3.43	3.29	3.11	1.7	-1.3	-1.3	-3.1	-4.5	-5.9

2 (2) 国民健康保険事業費納付金

<ポイント>

○ 国民健康保険事業費納付金は、平成30年度以降、市町村が徴収した国保税や市町村向けの公費支援額等を財源として県に納めるものであり、県は、翌年度の保険給付費等を推計した上で、各市町村から徴収する納付金額をそれぞれの市町村の医療費水準(年齢調整後医療費指数)や所得水準等をもとに算定する。

市町村名	医療給付費分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分	R2年度計 ①	【参考】H31年度計 ②	増減額 ①-②
	一般被保険者分	退職被保険者等分	小計	一般被保険者分	退職被保険者等分	小計				
鹿児島市	13,645,018,013	10,257,437	13,655,275,450	3,129,042,509	3,066,597	3,132,109,106	1,066,040,122	17,853,424,678	16,877,672,378	975,752,300
鹿屋市	2,291,699,194	1,859,240	2,293,558,434	645,522,702	778,855	646,301,557	245,648,872	3,185,508,863	3,069,175,127	116,333,736
枕崎市	715,389,649	458,573	715,848,222	159,634,857	152,123	159,786,980	55,372,496	931,007,698	886,431,559	44,576,139
阿久根市	587,944,893	288,670	588,233,563	124,054,184	82,995	124,137,179	50,285,633	762,656,375	718,187,171	44,469,204
出水市	1,506,662,640	728,931	1,507,391,571	362,604,863	143,684	362,748,547	132,088,439	2,002,228,557	1,950,052,401	52,176,156
指宿市	1,438,029,701	1,348,035	1,439,377,736	352,370,639	358,586	352,729,225	135,705,745	1,927,812,706	1,839,753,255	88,059,451
西之表市	429,050,531	494,474	429,545,005	124,667,007	134,261	124,801,268	50,660,689	605,006,962	550,043,937	54,963,025
垂水市	385,810,501	419,196	386,229,697	95,394,414	117,921	95,512,335	35,420,145	517,162,177	541,440,044	▲ 24,277,867
薩摩川内市	2,090,239,976	2,655,638	2,092,895,614	462,599,559	733,367	463,332,926	152,124,836	2,708,353,376	2,383,583,981	324,769,395
日置市	1,194,899,681	2,047,758	1,196,947,439	284,822,338	506,617	285,328,955	87,146,965	1,569,423,359	1,490,995,892	78,427,467
曾於市	1,139,156,300	1,129,670	1,140,285,970	263,526,508	245,753	263,772,261	107,563,861	1,511,622,092	1,455,771,193	55,850,899
霧島市	2,955,117,841	2,598,166	2,957,716,007	680,385,233	962,727	681,347,960	229,810,170	3,868,874,137	3,501,200,248	367,673,889
いちき串木野市	683,937,117	485,441	684,422,558	146,924,847	65,726	146,990,573	50,079,032	881,492,163	828,992,130	52,500,033
南さつま市	1,050,805,124	321,622	1,051,126,746	223,929,808	96,625	224,026,433	82,480,821	1,357,634,000	1,340,361,693	17,272,307
志布志市	856,418,590	706,114	857,124,704	233,089,919	263,033	233,352,952	76,099,013	1,166,576,669	1,116,878,135	49,698,534
奄美市	877,354,373	546,632	877,901,005	273,531,533	253,726	273,785,259	110,567,949	1,262,254,213	1,151,882,823	110,371,390
南九州市	1,273,326,184	664,419	1,273,990,603	280,636,363	175,089	280,811,452	119,252,721	1,674,054,776	1,595,837,616	78,217,160
伊佐市	731,124,130	1,019,439	732,143,569	155,541,814	308,741	155,850,555	55,976,043	943,970,167	931,517,663	12,452,504
始良市	1,765,237,036	2,440,129	1,767,677,165	444,088,918	579,522	444,668,440	133,241,337	2,345,586,942	2,160,668,353	184,918,589
三島村	21,688,248	2,552	21,690,800	4,480,531	1,662	4,482,193	1,474,372	27,647,365	25,562,920	2,084,445
十島村	23,737,367	0	23,737,367	6,759,272	0	6,759,272	3,476,125	33,972,764	32,283,450	1,689,314
さつま町	585,867,558	457,092	586,324,650	133,923,390	181,085	134,104,475	39,947,859	760,376,984	701,592,076	58,784,908
長島町	370,400,171	47,725	370,447,896	89,398,975	22,760	89,421,735	39,430,378	499,300,009	486,805,599	12,494,410
湧水町	247,136,620	217,878	247,354,498	63,661,784	62,391	63,724,175	22,531,549	333,610,222	294,075,490	39,534,732
大崎町	351,147,738	327,767	351,475,505	101,103,456	107,189	101,210,645	38,395,224	491,081,374	479,789,913	11,291,461
東串良町	238,893,618	107,229	239,000,847	63,818,326	39,167	63,857,493	29,202,668	332,061,008	325,530,383	6,530,625
錦江町	257,547,514	129,299	257,676,813	64,172,094	41,892	64,213,986	27,125,719	349,016,518	296,356,305	52,660,213
南大隅町	218,688,405	92,490	218,780,895	51,976,830	23,155	51,999,985	19,531,948	290,312,828	266,003,559	24,309,269
肝付町	399,320,214	476,492	399,796,706	90,205,478	221,422	90,426,900	38,347,694	528,571,300	473,837,195	54,734,105
中種子町	242,679,744	434,770	243,114,514	71,568,515	47,689	71,616,204	30,936,488	345,667,206	342,487,226	3,179,980
南種子町	147,834,719	125,618	147,960,337	47,843,128	34,419	47,877,547	19,660,748	215,498,632	204,842,309	10,656,323
屋久島町	294,300,961	289,111	294,590,072	101,355,189	110,921	101,466,110	40,359,288	436,415,470	417,319,257	19,096,213
大和村	44,944,240	27,443	44,971,683	10,498,767	12,417	10,511,184	4,685,269	60,168,136	46,104,104	14,064,032
宇検村	43,468,526	0	43,468,526	12,052,389	0	12,052,389	3,969,837	59,490,752	53,625,873	5,864,879
瀬戸内町	219,735,257	132,060	219,867,317	55,138,487	98,683	55,237,170	21,810,470	296,914,957	282,149,462	14,765,495
龍郷町	160,541,637	384	160,542,021	39,186,247	179	39,186,426	17,718,778	217,447,225	188,954,651	28,492,574
喜界町	156,058,334	164,585	156,222,919	59,319,565	50,961	59,370,526	21,671,472	237,264,917	222,079,609	15,185,308
徳之島町	240,784,096	50,596	240,834,692	77,257,427	20,628	77,278,055	34,971,621	353,084,368	324,459,076	28,625,292
天城町	160,378,636	2,642	160,381,278	46,189,904	1,070	46,190,974	19,857,163	226,429,415	195,502,873	30,926,542
伊仙町	159,490,477	128,770	159,619,247	46,168,397	26,158	46,194,555	20,223,872	226,037,674	210,730,352	15,307,322
和泊町	194,107,275	44,177	194,151,452	71,732,078	16,340	71,748,418	25,506,319	291,406,189	280,388,992	11,017,197
知名町	176,829,193	190,546	177,019,739	59,971,740	57,212	60,028,952	24,396,522	261,445,213	258,260,699	3,184,514
与論町	153,371,064	78,827	153,449,891	58,216,526	9,218	58,225,744	30,148,023	241,823,658	225,644,579	16,179,079
計	40,726,173,086	33,997,637	40,760,170,723	9,868,366,510	10,212,566	9,878,579,076	3,550,944,295	54,189,694,094	51,024,831,551	3,164,862,543

2 (3) 標準保険料率等①

＜ポイント＞

- 標準保険料率は、都道府県内全ての市町村の標準的な水準を表す「都道府県標準保険料率」(算定方式は全国統一で2方式)と、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す「市町村標準保険料率」(本県の算定方式は3方式)がある。
- 市町村標準保険料率は、各市町村の納付金額を基礎額として、市町村ごとに個別事情の加減算(推計可能な市町村向けの公費支援額等の減算や保健事業費の加算等)を行った額を市町村ごとの標準的な収納率で割り戻すなどにより算出し、各市町村が国保税率を決定する際に参考とするために県が示すものである。
- 一人当たり保険税必要額は、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を被保険者数で除した額であり、低所得者に対する軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

○都道府県標準保険料率

都道府県名	区 分	【参考】H31年度		H31一人当たり保険税必要額
		所得割率	均等割額	
鹿 児 島 県	医療給付費分	8.32%	48,100円	105,697円
	後期高齢者支援金等分	2.60%	14,877円	
	介護納付金分	2.34%	17,394円	

R2年度			R2一人当たり保険税必要額
所得割率	均等割額		
9.29%	54,214円		116,075円
2.56%	14,660円		
2.39%	17,587円		

R2-H31			R2-H31(一人当たり保険税必要額)	増減率
所得割率	均等割額			
0.97%	6,114円		10,378円	9.82%
-0.04%	-217円			
0.05%	193円			

○市町村標準保険料率

市町村名	区 分	【参考】H31年度			H31一人当たり保険税必要額
		所得割率	均等割額	平等割額	
鹿 児 島 市	医療給付費分	9.10%	36,957円	25,813円	111,576円
	後期高齢者支援金等分	2.58%	10,384円	7,253円	
	介護納付金分	2.35%	12,148円	5,998円	
鹿 屋 市	医療給付費分	7.86%	31,905円	22,284円	103,187円
	後期高齢者支援金等分	2.66%	10,721円	7,488円	
	介護納付金分	2.83%	14,644円	7,231円	
枕 崎 市	医療給付費分	8.78%	35,660円	24,907円	118,542円
	後期高齢者支援金等分	2.61%	10,512円	7,342円	
	介護納付金分	2.17%	11,232円	5,546円	
阿 久 根 市	医療給付費分	8.71%	35,382円	24,713円	106,694円
	後期高齢者支援金等分	2.51%	10,112円	7,063円	
	介護納付金分	2.35%	12,180円	6,014円	
出 水 市	医療給付費分	7.18%	29,161円	20,368円	98,815円
	後期高齢者支援金等分	2.49%	10,038円	7,011円	
	介護納付金分	2.40%	12,428円	6,137円	
指 宿 市	医療給付費分	8.93%	36,269円	25,333円	116,117円
	後期高齢者支援金等分	2.70%	10,864円	7,588円	
	介護納付金分	2.20%	11,397円	5,627円	
西 之 表 市	医療給付費分	6.14%	24,953円	17,428円	91,923円
	後期高齢者支援金等分	2.42%	9,728円	6,795円	
	介護納付金分	2.00%	10,321円	5,096円	
垂 水 市	医療給付費分	9.07%	36,826円	25,722円	108,990円
	後期高齢者支援金等分	2.43%	9,783円	6,833円	
	介護納付金分	2.31%	11,939円	5,895円	
薩摩川内市	医療給付費分	8.85%	35,932円	25,097円	102,933円
	後期高齢者支援金等分	2.45%	9,850円	6,880円	
	介護納付金分	2.07%	10,731円	5,299円	
日 置 市	医療給付費分	9.25%	37,560円	26,234円	112,309円
	後期高齢者支援金等分	2.68%	10,794円	7,539円	
	介護納付金分	2.29%	11,860円	5,856円	

R2年度			R2一人当たり保険税必要額
所得割率	均等割額	平等割額	
10.14%	41,603円	28,731円	122,499円
2.53%	10,196円	7,041円	
2.38%	12,231円	6,293円	
8.39%	34,426円	23,774円	107,462円
2.57%	10,330円	7,134円	
2.50%	12,860円	6,617円	
10.23%	41,957円	28,975円	134,848円
2.53%	10,195円	7,041円	
2.34%	12,008円	6,179円	
9.76%	40,039円	27,651円	117,114円
2.47%	9,967円	6,883円	
2.36%	12,136円	6,244円	
7.40%	30,377円	20,978円	102,920円
2.66%	10,702円	7,391円	
2.47%	12,705円	6,537円	
9.21%	37,794円	26,100円	122,766円
2.69%	10,851円	7,494円	
2.53%	12,981円	6,680円	
7.03%	28,858円	19,930円	101,713円
2.42%	9,752円	6,735円	
2.12%	10,890円	5,604円	
8.50%	34,880円	24,088円	106,309円
2.57%	10,351円	7,149円	
2.43%	12,499円	6,431円	
9.68%	39,736円	27,442円	112,914円
2.39%	9,644円	6,660円	
2.22%	11,406円	5,869円	
10.13%	41,577円	28,713円	122,155円
2.58%	10,402円	7,184円	
2.32%	11,913円	6,130円	

R2-H31			R2-H31(一人当たり保険税必要額)	増減率
所得割率	均等割額	平等割額		
1.04%	4,646円	2,918円	10,923円	9.79%
-0.05%	-188円	-212円		
0.03%	83円	295円		
0.53%	2,521円	1,490円	4,275円	4.14%
-0.09%	-391円	-354円		
-0.33%	-1,784円	-614円		
1.45%	6,297円	4,068円	16,306円	13.76%
-0.08%	-317円	-301円		
0.17%	776円	633円		
1.05%	4,657円	2,938円	10,420円	9.77%
-0.04%	-145円	-180円		
0.01%	-44円	230円		
0.22%	1,216円	610円	4,105円	4.15%
0.17%	664円	380円		
0.07%	277円	400円		
0.28%	1,525円	767円	6,649円	5.73%
-0.01%	-13円	-94円		
0.33%	1,584円	1,053円		
0.89%	3,905円	2,502円	9,790円	10.65%
0.00%	24円	-60円		
0.12%	569円	508円		
-0.57%	-1,946円	-1,634円	-2,681円	-2.46%
0.14%	568円	316円		
0.12%	560円	536円		
0.83%	3,804円	2,345円	9,981円	9.70%
-0.06%	-206円	-220円		
0.15%	675円	570円		
0.88%	4,017円	2,479円	9,846円	8.77%
-0.10%	-392円	-355円		
0.03%	53円	274円		

2 (3) 標準保険料率等②

市町村名	区 分	【参考】H31年度			H31一人当たり 保険料必要額	R2年度			R2一人当たり 保険料必要額	R2-H31			R2-H31(一 人当たり保険 料必要額)	増減率
		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		
曾 於 市	医療給付費分	9.06%	36,788円	25,695円	119,297円	9.91%	40,654円	28,076円	131,009円	0.85%	3,866円	2,381円	11,712円	9.82%
	後期高齢者支援金等分	2.53%	10,172円	7,105円		2.48%	9,974円	6,888円		-0.05%	-198円	-217円		
	介護納付金分	2.35%	12,174円	6,011円		2.38%	12,229円	6,293円		0.03%	55円	282円		
霧 島 市	医療給付費分	8.42%	34,204円	23,890円	103,346円	9.01%	36,986円	25,542円	111,903円	0.59%	2,782円	1,652円	8,557円	8.28%
	後期高齢者支援金等分	2.52%	10,127円	7,073円		2.58%	10,385円	7,172円		0.06%	258円	99円		
	介護納付金分	2.27%	11,726円	5,790円		2.43%	12,516円	6,440円		0.16%	790円	650円		
い ち 串 木 野 市	医療給付費分	9.01%	36,606円	25,568円	111,662円	10.06%	41,276円	28,505円	122,001円	1.05%	4,670円	2,937円	10,339円	9.26%
	後期高齢者支援金等分	2.51%	10,093円	7,050円		2.49%	10,046円	6,938円		-0.02%	-47円	-112円		
	介護納付金分	2.22%	11,470円	5,663円		2.44%	12,544円	6,454円		0.22%	1,074円	791円		
南さつま市	医療給付費分	10.01%	40,635円	28,382円	123,540円	10.64%	43,660円	30,152円	131,196円	0.63%	3,025円	1,770円	7,656円	6.20%
	後期高齢者支援金等分	2.61%	10,520円	7,348円		2.63%	10,608円	7,326円		0.02%	88円	-22円		
	介護納付金分	2.39%	12,345円	6,095円		2.50%	12,829円	6,601円		0.11%	484円	506円		
志 布 志 市	医療給付費分	7.16%	29,061円	20,298円	101,875円	8.07%	33,100円	22,859円	111,049円	0.91%	4,039円	2,561円	9,174円	9.01%
	後期高齢者支援金等分	2.57%	10,332円	7,216円		2.56%	10,290円	7,106円		-0.01%	-42円	-110円		
	介護納付金分	2.19%	11,344円	5,601円		2.32%	11,952円	6,150円		0.13%	608円	549円		
奄 美 市	医療給付費分	5.79%	23,528円	16,434円	75,345円	6.99%	28,680円	19,806円	90,059円	1.20%	5,152円	3,372円	14,714円	19.53%
	後期高齢者支援金等分	2.46%	9,896円	6,912円		2.60%	10,477円	7,236円		0.14%	581円	324円		
	介護納付金分	2.01%	10,380円	5,125円		2.37%	12,209円	6,282円		0.36%	1,829円	1,157円		
南 九 州 市	医療給付費分	8.71%	35,357円	24,695円	128,519円	10.04%	41,181円	28,440円	144,593円	1.33%	5,824円	3,745円	16,074円	12.51%
	後期高齢者支援金等分	2.66%	10,692円	7,468円		2.44%	9,844円	6,799円		-0.22%	-848円	-669円		
	介護納付金分	2.39%	12,353円	6,099円		2.25%	11,568円	5,952円		-0.14%	-785円	-147円		
伊 佐 市	医療給付費分	8.83%	35,876円	25,058円	107,152円	9.88%	40,534円	27,993円	118,005円	1.05%	4,658円	2,935円	10,853円	10.13%
	後期高齢者支援金等分	2.47%	9,950円	6,950円		2.41%	9,698円	6,698円		-0.06%	-252円	-252円		
	介護納付金分	2.37%	12,234円	6,041円		2.42%	12,430円	6,396円		0.05%	196円	355円		
始 良 市	医療給付費分	7.65%	31,055円	21,691円	100,473円	9.36%	38,404円	26,522円	116,274円	1.71%	7,349円	4,831円	15,801円	15.73%
	後期高齢者支援金等分	2.77%	11,153円	7,790円		2.61%	10,514円	7,261円		-0.16%	-639円	-529円		
	介護納付金分	2.95%	15,284円	7,547円		2.63%	13,509円	6,951円		-0.32%	-1,775円	-596円		
三 島 村	医療給付費分	9.86%	40,032円	27,960円	134,501円	10.91%	44,775円	30,922円	136,713円	1.05%	4,743円	2,962円	2,212円	1.64%
	後期高齢者支援金等分	3.06%	12,328円	8,611円		2.73%	10,976円	7,580円		-0.33%	-1,352円	-1,031円		
	介護納付金分	3.11%	16,098円	7,948円		2.59%	13,335円	6,862円		-0.52%	-2,763円	-1,086円		
十 島 村	医療給付費分	3.03%	12,287円	8,582円	74,830円	2.81%	11,537円	7,967円	80,973円	-0.22%	-750円	-615円	6,143円	8.21%
	後期高齢者支援金等分	2.57%	10,332円	7,217円		2.53%	10,183円	7,033円		-0.04%	-149円	-184円		
	介護納付金分	2.24%	11,584円	5,720円		2.44%	12,552円	6,459円		0.20%	968円	739円		
さ つ ま 町	医療給付費分	9.36%	38,027円	26,560円	118,565円	10.38%	42,601円	29,420円	129,921円	1.02%	4,574円	2,860円	11,356円	9.58%
	後期高齢者支援金等分	2.54%	10,240円	7,152円		2.47%	9,930円	6,858円		-0.07%	-310円	-294円		
	介護納付金分	1.97%	10,167円	5,020円		2.02%	10,390円	5,346円		0.05%	223円	326円		
長 島 町	医療給付費分	4.85%	19,681円	13,746円	85,907円	6.62%	27,148円	18,749円	99,753円	1.77%	7,467円	5,003円	13,846円	16.12%
	後期高齢者支援金等分	2.70%	10,858円	7,584円		2.56%	10,291円	7,107円		-0.14%	-567円	-477円		
	介護納付金分	2.38%	12,306円	6,076円		2.42%	12,436円	6,399円		0.04%	130円	323円		
湧 水 町	医療給付費分	7.54%	30,636円	21,398円	98,051円	8.47%	34,769円	24,011円	110,255円	0.93%	4,133円	2,613円	12,204円	12.45%
	後期高齢者支援金等分	2.63%	10,599円	7,403円		2.55%	10,283円	7,101円		-0.08%	-316円	-302円		
	介護納付金分	2.25%	11,643円	5,749円		2.43%	12,478円	6,421円		0.18%	835円	672円		
大 崎 町	医療給付費分	7.95%	32,285円	22,550円	107,834円	8.60%	35,288円	24,370円	114,595円	0.65%	3,003円	1,820円	6,761円	6.27%
	後期高齢者支援金等分	2.63%	10,578円	7,388円		2.62%	10,552円	7,287円		-0.01%	-26円	-101円		
	介護納付金分	2.42%	12,527円	6,185円		2.51%	12,905円	6,640円		0.09%	378円	455円		
東 串 良 町	医療給付費分	8.72%	35,401円	24,726円	135,220円	9.58%	39,322円	27,156円	146,322円	0.86%	3,921円	2,430円	11,102円	8.21%
	後期高齢者支援金等分	2.67%	10,766円	7,519円		2.61%	10,519円	7,264円		-0.06%	-247円	-255円		
	介護納付金分	2.40%	12,413円	6,129円		2.42%	12,438円	6,400円		0.02%	25円	271円		
錦 江 町	医療給付費分	7.09%	28,797円	20,114円	98,915円	9.19%	37,701円	26,036円	121,770円	2.10%	8,904円	5,922円	22,855円	23.11%
	後期高齢者支援金等分	2.59%	10,430円	7,285円		2.61%	10,492円	7,246円		0.02%	62円	-39円		
	介護納付金分	2.28%	11,773円	5,813円		2.43%	12,494円	6,429円		0.15%	721円	616円		

2 (3) 標準保険料率等③

市町村名	区分	【参考】H31年度			H31一人当たり 保険税必要額	R2年度			R2一人当たり 保険税必要額	R2-H31			R2-H31(一人 当たり保険 税必要額)	増減率
		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		
南大隅町	医療給付費分	8.58%	34,837円	24,332円	109,717円	9.68%	39,716円	27,428円	120,010円	1.10%	4,879円	3,096円	10,293円	9.38%
	後期高齢者支援金等分	2.47%	9,931円	6,936円		2.48%	9,986円	6,896円		0.01%	55円	-40円		
	介護納付金分	2.17%	11,247円	5,553円		2.29%	11,754円	6,048円		0.12%	507円	495円		
肝付町	医療給付費分	7.76%	31,530円	22,022円	95,218円	9.84%	40,363円	27,875円	113,828円	2.08%	8,833円	5,853円	18,610円	19.54%
	後期高齢者支援金等分	2.52%	10,154円	7,092円		2.27%	9,149円	6,318円		-0.25%	-1,005円	-774円		
	介護納付金分	2.23%	11,560円	5,708円		2.43%	12,506円	6,435円		0.20%	946円	727円		
中種子町	医療給付費分	6.17%	25,073円	17,513円	106,688円	7.65%	31,379円	21,670円	118,230円	1.48%	6,306円	4,157円	11,542円	10.82%
	後期高齢者支援金等分	2.94%	11,817円	8,254円		2.69%	10,839円	7,485円		-0.25%	-978円	-769円		
	介護納付金分	2.56%	13,250円	6,543円		2.38%	12,220円	6,288円		-0.18%	-1,030円	-255円		
南種子町	医療給付費分	6.67%	27,080円	18,914円	101,332円	7.58%	31,095円	21,474円	112,272円	0.91%	4,015円	2,560円	10,940円	10.80%
	後期高齢者支援金等分	2.47%	9,938円	6,941円		2.62%	10,553円	7,288円		0.15%	615円	347円		
	介護納付金分	2.09%	10,786円	5,326円		2.20%	11,291円	5,810円		0.11%	505円	484円		
屋久島町	医療給付費分	5.69%	23,101円	16,135円	78,816円	6.59%	27,051円	18,682円	86,875円	0.90%	3,950円	2,547円	8,059円	10.23%
	後期高齢者支援金等分	2.64%	10,619円	7,417円		2.66%	10,692円	7,384円		0.02%	73円	-33円		
	介護納付金分	2.41%	12,486円	6,165円		2.46%	12,664円	6,516円		0.05%	178円	351円		
大和村	医療給付費分	6.91%	28,075円	19,609円	83,060円	9.78%	40,122円	27,709円	110,711円	2.87%	12,047円	8,100円	27,651円	33.29%
	後期高齢者支援金等分	2.59%	10,429円	7,284円		2.60%	10,482円	7,239円		0.01%	53円	-45円		
	介護納付金分	2.45%	12,682円	6,262円		2.55%	13,118円	6,750円		0.10%	436円	488円		
宇検村	医療給付費分	3.65%	14,826円	10,355円	59,749円	4.83%	19,815円	13,684円	67,808円	1.18%	4,989円	3,329円	8,059円	13.49%
	後期高齢者支援金等分	2.79%	11,244円	7,854円		2.54%	10,217円	7,056円		-0.25%	-1,027円	-798円		
	介護納付金分	2.32%	12,021円	5,936円		2.35%	12,071円	6,211円		0.03%	50円	275円		
瀬戸内町	医療給付費分	5.81%	23,587円	16,475円	72,565円	6.61%	27,132円	18,737円	81,705円	0.80%	3,545円	2,262円	9,140円	12.60%
	後期高齢者支援金等分	2.42%	9,735円	6,800円		2.38%	9,588円	6,621円		-0.04%	-147円	-179円		
	介護納付金分	2.13%	11,012円	5,437円		2.19%	11,277円	5,803円		0.06%	265円	366円		
龍郷町	医療給付費分	7.20%	29,232円	20,417円	92,942円	9.74%	39,966円	27,601円	119,755円	2.54%	10,734円	7,184円	26,813円	28.85%
	後期高齢者支援金等分	2.61%	10,501円	7,334円		2.54%	10,223円	7,060円		-0.07%	-278円	-274円		
	介護納付金分	2.25%	11,614円	5,734円		2.50%	12,870円	6,622円		0.25%	1,256円	888円		
喜界町	医療給付費分	4.77%	19,374円	13,532円	74,820円	5.93%	24,316円	16,793円	86,280円	1.16%	4,942円	3,261円	11,460円	15.32%
	後期高齢者支援金等分	2.75%	11,084円	7,742円		2.80%	11,278円	7,789円		0.05%	194円	47円		
	介護納付金分	2.12%	10,957円	5,410円		2.35%	12,106円	6,229円		0.23%	1,149円	819円		
徳之島町	医療給付費分	5.51%	22,360円	15,618円	67,889円	6.67%	27,378円	18,907円	77,920円	1.16%	5,018円	3,289円	10,031円	14.78%
	後期高齢者支援金等分	2.57%	10,361円	7,237円		2.69%	10,843円	7,488円		0.12%	482円	251円		
	介護納付金分	2.52%	13,037円	6,437円		2.61%	13,442円	6,917円		0.09%	405円	480円		
天城町	医療給付費分	5.35%	21,728円	15,176円	63,418円	6.92%	28,401円	19,614円	78,079円	1.57%	6,673円	4,438円	14,661円	23.12%
	後期高齢者支援金等分	2.63%	10,580円	7,390円		2.66%	10,722円	7,405円		0.03%	142円	15円		
	介護納付金分	2.51%	12,986円	6,412円		2.36%	12,148円	6,251円		-0.15%	-838円	-161円		
伊仙町	医療給付費分	4.46%	18,132円	12,664円	56,250円	6.01%	24,642円	17,018円	65,225円	1.55%	6,510円	4,354円	8,975円	15.96%
	後期高齢者支援金等分	2.99%	12,054円	8,419円		2.88%	11,584円	8,000円		-0.11%	-470円	-419円		
	介護納付金分	2.63%	13,620円	6,725円		2.68%	13,788円	7,095円		0.05%	168円	370円		
和泊町	医療給付費分	5.63%	22,878円	15,979円	93,762円	6.50%	26,656円	18,409円	102,436円	0.87%	3,778円	2,430円	8,674円	9.25%
	後期高齢者支援金等分	2.79%	11,222円	7,838円		2.63%	10,596円	7,318円		-0.16%	-626円	-520円		
	介護納付金分	2.21%	11,411円	5,634円		2.31%	11,899円	6,123円		0.10%	488円	489円		
知名町	医療給付費分	5.88%	23,865円	16,669円	86,628円	6.91%	28,356円	19,583円	96,365円	1.03%	4,491円	2,914円	9,737円	11.24%
	後期高齢者支援金等分	2.71%	10,911円	7,621円		2.58%	10,382円	7,170円		-0.13%	-529円	-451円		
	介護納付金分	2.18%	11,255円	5,557円		2.33%	11,985円	6,167円		0.15%	730円	610円		
与論町	医療給付費分	3.84%	15,603円	10,898円	82,634円	5.51%	22,623円	15,624円	100,439円	1.67%	7,020円	4,726円	17,805円	21.55%
	後期高齢者支援金等分	2.76%	11,105円	7,757円		2.60%	10,451円	7,218円		-0.16%	-654円	-539円		
	介護納付金分	2.53%	13,110円	6,473円		2.45%	12,608円	6,488円		-0.08%	-502円	15円		

2 (4) 国民健康保険保険給付費等交付金 (普通交付金)

<ポイント>

- 国民健康保険保険給付費等交付金(普通交付金)は、平成30年度以降、市町村が療養の給付等に要する費用を支払うために必要な額を全額県から市町村へ交付するものである。

(単位:円)

(単位:円)

市町村名	<参考>H31年度	R2年度	R2-H31	市町村名	<参考>H31年度	R2年度	R2-H31
鹿児島市	47,653,729,000	48,435,113,000	781,384,000	長島町	1,206,172,000	1,298,630,000	92,458,000
鹿屋市	7,543,412,000	8,030,744,000	487,332,000	湧水町	1,129,591,000	1,047,100,000	▲ 82,491,000
枕崎市	2,531,189,000	2,531,978,000	789,000	大崎町	1,426,661,000	1,307,125,000	▲ 119,536,000
阿久根市	2,348,513,000	2,182,111,000	▲ 166,402,000	東串良町	736,126,000	585,757,000	▲ 150,369,000
出水市	5,200,741,000	5,458,697,000	257,956,000	錦江町	823,475,000	1,033,078,000	209,603,000
指宿市	4,578,035,000	4,738,712,000	160,677,000	南大隅町	928,027,000	1,048,906,000	120,879,000
西之表市	1,450,995,000	1,404,865,000	▲ 46,130,000	肝付町	1,600,069,000	1,468,052,000	▲ 132,017,000
垂水市	1,484,439,000	1,403,071,000	▲ 81,368,000	中種子町	816,667,000	731,326,000	▲ 85,341,000
薩摩川内市	7,780,834,000	8,075,955,000	295,121,000	南種子町	516,628,000	622,462,000	105,834,000
日置市	4,321,289,000	4,452,143,000	130,854,000	屋久島町	1,400,540,000	1,239,490,000	▲ 161,050,000
曾於市	3,886,022,000	3,786,649,000	▲ 99,373,000	大和村	161,000,000	141,901,000	▲ 19,099,000
霧島市	10,623,851,000	10,460,246,000	▲ 163,605,000	宇検村	201,543,000	141,722,000	▲ 59,821,000
いちき串木野市	2,847,421,000	2,895,576,000	48,155,000	瀬戸内町	930,618,000	753,847,000	▲ 176,771,000
南さつま市	3,934,324,000	4,010,127,000	75,803,000	龍郷町	572,610,000	542,854,000	▲ 29,756,000
志布志市	2,828,412,000	3,176,439,000	348,027,000	喜界町	719,363,000	739,797,000	20,434,000
奄美市	3,726,677,000	3,276,057,000	▲ 450,620,000	徳之島町	1,142,963,000	1,005,152,000	▲ 137,811,000
南九州市	3,895,289,000	4,024,018,000	128,729,000	天城町	722,058,000	815,415,000	93,357,000
伊佐市	3,216,692,000	2,509,823,000	▲ 706,869,000	伊仙町	713,385,000	867,086,000	153,701,000
姶良市	6,697,926,000	6,596,271,000	▲ 101,655,000	和泊町	580,543,000	641,644,000	61,101,000
三島村	39,267,000	62,904,000	23,637,000	知名町	673,523,000	630,111,000	▲ 43,412,000
十島村	72,092,000	185,712,000	113,620,000	与論町	585,189,000	402,820,000	▲ 182,369,000
さつま町	2,235,071,000	2,298,312,000	63,241,000	計	146,482,971,000	147,059,798,000	576,827,000

※H31年度から千円未満を端数調整している。

鹿児島県国民健康保険運営方針〈概要版〉

「Ⅲ 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法」のみ抜粋

平成29年11月 鹿児島県

III 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法①

県国保運営方針
＜概要版＞より

1 現 状

- 現行の保険料(税)算定方式 → 3方式:12市町村, 4方式:31市町村
- 応能割と応益割 → 応能割と応益割の割合は, 50:50が基本

■平成27年度 本県市町村国保の
応能割, 応益割の割合(医療分)

応能割			応益割		
	所得割	資産割		均等割	平等割
51.13%	47.77%	3.36%	48.87%	30.46%	18.41%

- 賦課限度額 → 地方税法施行令第56条の88の2に定める額と同額で設定

■平成29年度賦課限度額

基礎賦課分	54万円
後期高齢者支援金等賦課分	19万円
介護納付金賦課分	16万円

2 標準的な保険料(税)算定方針

- 基礎的な算定方針

算 定 方 針 等

- ① 本県においては, 当面, 統一の保険料水準とはしない(※統一に向けては引き続き検討)。
- ② 本県においては, 当面, 高額医療費を共同で負担するための調整は行わない(※引き続き検討)。
- ③ 納付金として集める対象範囲は療養の給付のみとし, 出産育児一時金, 葬祭費等に拡大しない。

III 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法②

県国保運営方針
＜概要版＞より

○ 主に納付金の算定に必要な係数, 方針

項目	算定方針等
① α の設定の仕方	保険料水準を当面統一化しないため, $\alpha = 1$ を基本 (激変緩和で α の調整は基本行わない)
② β の設定の仕方	β = 本県の所得係数(H28=0.649(医療分))を基本 (激変緩和で β の調整は基本行わない)
③ 賦課限度額	地方税法施行令に示されている限度額とする。 (H29: 医療分54万円, 後期分19万円, 介護分16万円)
④ 保険者努力支援制度(県分)の取扱い	納付金総額から差し引く。
⑤ 所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際の算定方式	世帯数を勘案する(=3方式)。

○ 主に標準保険料率の算定に必要な係数, 方針

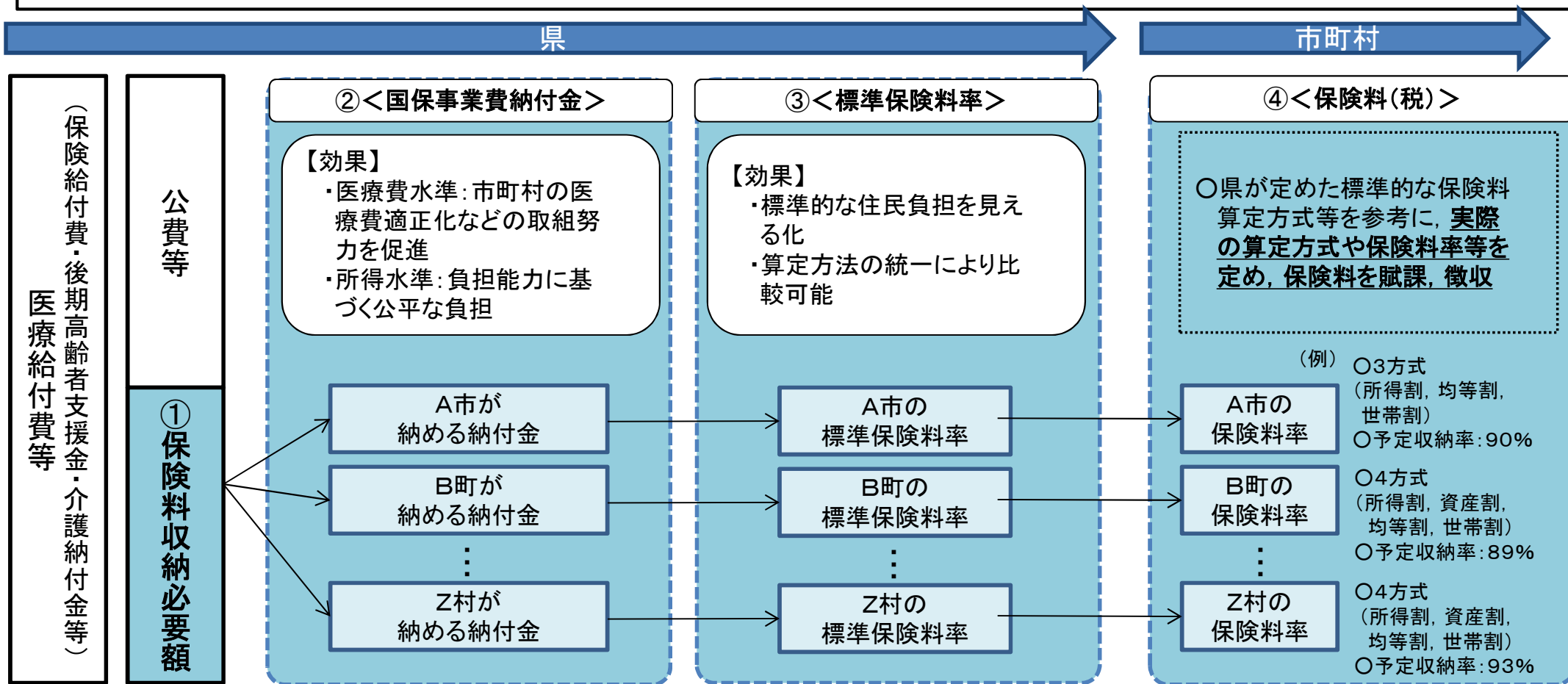
項目	算定方針等
① 標準的な収納率	各市町村の実態に応じた収納率とし, 直近3か年の平均値により設定
② 標準的な算定方式	3方式
③ 所得割指数, 資産割指数, 均等割指数, 平等割指数	所得割指数=1.0 均等割指数=0.7 平等割指数=0.3
④ 県繰入金を活用した激変緩和措置の調整する範囲	県が一定割合を設定

III 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法③

県国保運営方針
＜概要版＞より

標準的な保険料(税)算定のイメージ

- 県は、財政運営の責任主体として医療給付費を県全体で賄うために、
 - ① 医療給付費等の見込みに見合う「保険料収納必要額」を算出
 - ② 各市町村が県に納める額(国保事業費納付金)を決定(医療費水準, 所得水準を考慮)
 - ③ 標準的な保険料の算定方法(算定方式, 市町村規模別の収納目標等), 市町村ごとの標準保険料率を示す
- 市町村は、
 - ④ 県が示した標準保険料率等(③)を参考に, 実際の保険料算定方式や保険料率等を定め, 保険料を賦課・徴収



III 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法④

県国保運営方針
＜概要版＞より

3 激変緩和措置

- 市町村ごとの納付金の額を決定する際の α 、 β の設定
 - ・ α 、 β の値の調整による激変緩和措置は行わないことを基本とする(本県では、「 $\alpha = 1$ 」「 $\beta : 1$ 」が基本)。
- 県繰入金金の活用
 - ・ 市町村ごとの状況に応じたきめ細やかな対応を行うため、県繰入金金の活用により激変緩和措置を行う。
 - ・ 県繰入金金を活用した激変緩和措置については、平成28年度と当該年度の1人当たり保険料(税)必要額を比較した上で、県が毎年度「一定割合」を定め、それを超える場合に行う。
 - ・ 県繰入金金を活用した激変緩和措置は平成30年度から平成35年度までの6年間実施することを基本とする。
- 財政安定化基金(特例基金)の活用
 - ・ 県繰入金金の活用による激変緩和措置を行う際は、他の市町村へ影響が出ないように特例基金を活用する。

